

近江八幡市 訪問理美容助成サービスの概要

制度の目的

理(美)容院に行くことが困難である要介護高齢者が、対象の理(美)容師の出張訪問により自宅等の居宅において、訪問理美容を利用する場合に費用の一部を助成します。

サービス対象と対象期間

【対象となる人】 次の要件をすべて満たしている人

- 65歳以上の単身者または65歳以上の高齢者のみ世帯の人
- 市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていない人※、または生活保護を受給している人
※4～6月利用分については前年度の課税・扶養状況を審査します。
- 介護保険料に滞納のない人
- 心身の障害、傷病等の理由により理(美)容院に行くことが困難な人
- 要介護認定の結果が要介護3以上であり、障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準の寝たきりランクB又はランクCに該当する人

【利用できる理(美)容院】

- 市と協定を結んでいる理(美)容院

【助成金の額】

- 利用1回につき1,500円(3ヶ月につき1枚(1年で4枚)の交付)

助成券交付が4月1日から6月30日までの場合は1枚(7月以降の継続には再申請必要)

7月1日から9月30日までの場合は3枚

10月1日から12月31日までの場合は2枚

1月1日から3月31日までの場合は1枚

サービスの利用手順

①【助成券の交付申請】

家族やケアマネジャーなどを通じて、助成券の交付申請書を市の担当窓口へ提出

②【助成券の交付】

市で申請内容などを審査・決定した後、担当窓口で助成券を交付

③【サービス利用の日程調整】

家族やケアマネジャーなどが直接、サービス利用の日程などを対象の理(美)容院と調整

④【サービス利用と支払い】

※サービスを受けるときには必ず家族などが立ち会わなければならない。

サービスを受けた後、利用者が理(美)容院に助成券(1枚)を渡し、助成金額の1,500円と訪問理美容にかかる料金との差額を理(美)容院に支払う。